

2024年3月1日

販売店各位

一般財団法人日本自動車査定協会
愛知県支所

主たる営業所等の届け出に関する自認書 提出のお願い

拝啓 時下、ますますご清栄のことと何よりに存じます。

改正古物営業法(2018年4月25日公布)の全面施行(2020年4月1日)に伴い、主たる営業所等の届け出を2020年3月31日までにに行っていない場合、古物商許可が失効することが発表されました。

商品中古自動車確認証明業務は、「古物商の許可を受けているもの」による申請が対象となりますので、申請時には古物商許可番号を確認しますが、番号確認に加えて「届け出がなされている(許可が失効していない)こと」を確認する必要があります。

その確認方法として、自認書の提出をお願いいたします。同封の自認書をご記入の上、商品中古自動車証明申請書と一緒に提出してください。

ご理解の程、よろしくお願いいたします。

敬具

※初申請または、令和2年度以降に商品中古自動車確認証明申請をされていない場合は、必ず提出してください。

※自認書がない場合は、受付及び証明書の発行ができません。

記入例

一般財団法人日本自動車査定協会

愛知県支所 殿

主たる営業所等の届出に関する自認書

私（当社）は2018年4月25日に公布された改正古物営業法における、主たる営業所等の届出を、以下の通り済ませたことを自認いたします。

記入日	2024年 4月 5日
担当者名	査定太郎 印
電話番号	052 (〇〇〇) 〇〇〇〇
古物商許可名義	〇〇自動車販売株式会社
許可証番号	第〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇号
(手帳の) 交付日	平成26年12月26日
住所	名古屋市〇〇区〇〇町〇〇番地
届出警察署	〇〇〇 警察署
届出日	平成30年12月1日

担当者の印を
押してください

注意!! 手帳の交付日ではありません!!

警察に届出をした日です。手帳に記載されていません。わからない場合は、警察に問い合わせください。

平成30年11月1日～令和2年3月31日の日付を記入してください。

一般財団法人日本自動車査定協会

愛知県支所殿

主たる営業所等の届出に関する自認書

私（当社）は 2018 年 4 月 25 日に公布された改正古物営業法における、主たる営業所等の届出を、以下の通り済ませたことを自認いたします。

記入日	2024 年 4 月 日
担当者名	印
電話番号	()
古物商許可名義	
許可証番号	
(手帳の) 交付日	
住所	
届出警察署	警察署
届出日 (警察署に届出した日)	年 月 日 <u>平成 30 年 11 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日の日付をご記入下さい</u>